

墓誌の作者

愛媛大学 東賢司

はじめに

墓誌なるものは、その名称から考えても、あるいは出土事例から見ても、墓の中に副葬品などとともに埋葬されるものであった。しかし、それ以前に行われるであろう葬送の儀礼と、墓誌を墳墓に納める儀礼との関連を知ることのできる有力な情報はない。ただ参考になるのは、墓誌ではなく墓碑であろう¹。葬礼についての記述は、儒教関連の文献に種々見ることができるが、碑に関する記録といえば『礼記』祭儀篇と喪服大記篇である。碑の作製目的を、前者は「廟門の門外にある碑は、犠牲を繋ぐためのものである」といい、後者は「滑車をつけ、棺桶を地中におろすために使用する」としている²。これらが正しいかどうかに関してはここでの目的ではないので省略するとして、墓誌は墓碑や墓誌碑から誕生してきたことが考えられるので³、墓に納めるタイミングとしては棺を墓室に納める時とほぼ同じであろう。現在のところこれを明らかにする手がかりは見いだす事ができていない。

そこで本章では、墓誌銘に見られる卒年・埋葬年を参考にして、墓主の死後種々の葬礼を行い、また墓誌を作製して墳墓に埋葬するまでにどのくらいの期間を要するのかを念頭に置きながら、誰が墓誌を作製したのか（作者・刻者）について検証してみたいと考える。このことは直ちに墓誌を墳墓に納めるタイミングを明らかにできるものではないが、埋葬の手順を知る間接的な手がかりの一つとすることは可能であろう。過去の研究において、墓誌作製に関する客観的な情報を整理しているものは少ない事があるが⁴、墓誌が作られる過程を知ることが、作者を考える上でなくてはならない条件と確信する。

1 卒年月日と葬年月日

(1) 資料整理の視点

¹ 水野清一氏は「二は礼記の喪服大記にある碑で、墓にたてる柱である、これも石とも、木ともいわないが、二碑あり、それぞれ滑車をつけ、棺を墳底におろすのにつかうという。のちの碑に円首で暈のあるものがあり、それはこの滑車のなごりだという。暈は円形の溝で、それが一方だけ相かきなっている。あたかも滑車をななめにみたような表現である。この場合にも穿は見られるが、これは滑車の軸孔にあたるわけである。」と指摘する（『書道全集』第2巻 中国・漢「碑碣の形式」、30～31頁（平凡社、1965年））とする。また、氏は延熹6年に作製された父通封記に関して「もともと永和2年の喪葬、それを27年たった熹平6年に封をおこなった。封土の土盛りでも新たにしたのであろうか。それでかりに封記とよぶが、後世の墓誌にますますちかい。」（『書道全集』第6巻 中国・南北朝Ⅱ「墓誌について」、32頁（平凡社、1966年））と指定する。これらの見解は、墓誌を墳墓の甬道等に置く過程を連想させるものではあるが、文献上においてもそれを証拠づける情報は得ることができず、疑問が残っている。

² 祭義篇「祭之日、君牽牲、穆荅君、卿大夫序從。既入廟門、麗于碑」、喪服大記篇「君葬用輶、四紵二碑、御棺用羽葆。大夫葬用輶、二紵二碑、御棺用茅。土葬無碑、比出宮、御棺用功布」

³ 拙稿「六朝墓誌の形式についての試論—正方形の有蓋墓誌が完成する過程を追って—」（『全国大学書道学会紀要』平成13年度号、100-109頁、2002年）を参照。

⁴ 墓誌の出土地・卒葬年を整理する資料としては、余扶危・張劍『洛陽出土墓誌卒葬地資料彙編』（北京図書館出版社、2002年）があるが、目録以外このような情報を整理した著書は少ない。

魏晋南北朝時代の墓誌資料は1,000件を超過するが、そのすべてが卒葬年の記録を持つわけではない。また、葬年の記録がなくても墓誌の作製年を確定することができる資料がある。これは墓誌銘の文末等に「〇〇年造」と完成の記録を刻んであることから、墓誌の完成した年を知ることができるのである。また別に、資料数としては少ないが、完成の記録と共に墳墓もしくは墓誌銘の建設者・撰文者・書者を記した資料がある。墓誌銘から読みとることのできる上記三種の情報は、いずれも墓誌作製の手がかりとすることができると思われるため、順番に資料を抽出し整理してみることにした。本節では卒葬年に関して観察しているが、卒葬年とはいうまでもなく墓主の死亡した年と埋葬された年の事である。墓誌銘にはこれらが記録されているために、誰の墓でありいつ作製されたのかを具体的に知ることができる。歴史学・考古学の研究者にとって、「金（gold）」でできた副葬品よりも重要なのが文字資料である」という理由が理解できよう。

墓誌銘中の卒葬年の記録方法は種々あって未だに解読できない資料もあるが、通常は「年号・月日・干支」が組み合わさって完成されている。ただし、例えば元則墓誌の葬年月日「孝昌二年閏月七日」や元暉墓誌の卒葬年月日「神龜二年九月庚午」のように、曆表を使用しないと年月日を確定できない記述もある。

墓誌銘の年月日の記録方法は、当然のことながら旧暦によっている。この情報に関して種々の墓誌銘を整理しまとめていく過程で、現代社会に生きている私と魏晋南北朝時代の人間の曆に関する感覚は相当にずれている事を改めて認識させられた。第一は一月の日数である。西洋曆では生きている我々の感覚では、一月は28・29・30・31日があるが旧曆では29・30日の二種である。更に月に関しては現代では一年は12か月であるが、旧曆では閏月がある関係で、一年が13ヶ月になることもある。また、最も驚くのが一年の日数である。魏晋南北朝時代のすべての年(221~588)の一年間の日数を数えてみると、354・355・383・384の4通りがあり、最大30日の差が生じることが確認できた。一年という感覚的に365日という常識は、旧曆においては通じるはずもなく、墓誌銘の卒葬年月を扱う上で十分に注意する必要がある。

次に提示する資料は、卒年と葬年を「〇年〇月」という表記により示す事も可能であるが、旧曆での年号表記である以上、このような感覚的ずれを生じる事は確実であり、最も客観的に卒年月日と葬年月日の差を知るには、日数により表記することがよいと判断した。このため、1,100件ほどある墓誌資料の中で、卒葬の両者が年月日まで確定できるものを抽出すると、資料数は全体の半数以下の462件となった⁵。

(2) 資料の分析

墓誌資料を1件ごとに確認し、整理すると卒日から葬日まで最も短いもので2日(北周・梁嗣鼎墓誌)、3・5・6日が各2件、8日が4件、9日が2件となっている。逆に長いものは、18,228日(北魏・司馬遠龍墓誌)ついで18,222日・16,320日の順となっている。卒葬日の確定できる資料をまとめてみると、以下のようなになる。

⁵ 年月日の確定に関しては、『東方年表 大字版』(平楽寺書店、1996年)、林道心『中国古代万年曆』(河北人民出版社、2003年)、『兩千年対照表』(台湾大源書局有限公司、1995年)、『中華五千年長曆』(氣象出版社、2002年)を参照した。魏晋南北朝時代のすべてを確認していないが、上記の著書は年月日の表記が一致すると思われる。

表1 卒日と葬日の差

日数	1- 100	101- 200	201- 300	301- 400	401- 500	501- 600	601- 700	701- 800	801- 900	901 1000	1001 2000	2001 3000	3001 4000	4001 5000	5001 以上
件数	157	98	63	26	10	8	12	11	7	7	3	17	4	5	24

上表は、1,000日までは100日ごとに、1,000日以上の場合は1,000日単位で集計し、5,000日を越えるものは一括りとした。集計の結果としては、300日以内の資料が全体の7割となり、比較的早期に埋葬が行われていることが確認できた。

(3) 卒葬年から見る墳墓の建設状況

おおむね1年以内に建設される墳墓とはどのようなものであったのか。時代や墓主の身分によって墳墓の大きさは違うが、魏晋南北朝時代の墳墓は、一部の地域を除けばおおむね磚によって作られていることが多いようである⁶。また、この時代以降の特徴として、夫婦合葬墓が多く見られることがあげられる。このような場合、一つの墓に墓誌が二つ置かれる事がある。また、二人の死亡年がかなり隔たることがある場合、一人の死亡から埋葬の年までに相当の年数を要する時もある。よって墓誌の卒葬年にも影響が出ることがある。

では、墓を作製するのにどのくらいの時間がかかるのであろうか。近年、中国国内のインフラ整備の影響もあって、考古学的な発掘は枚挙にいとまがない。また、外国人であっても、発掘現場を視察することが可能になってきた。古代中国の墳墓との出会いについてはいろいろとエピソードがあるが、2004年8月にたまたま立ち寄った山東省臨沂市博物館で晋墓の発見情報を得、発掘整備最中の墳墓2基を実見することができた。

この墳墓は、2003年4月に王羲之故居公園を整備する最中に発見された晋時代の磚室墓であり、重要な副葬品が多数発見された事から、2003年中国重要考古発見の30件の一つに挙げられている⁷。出土物の漆器に「大康7年」「大康8年」の紀年が朱書されていたことから、晋時代の墳墓とされている。

訪問当時は、副葬品等は既に隣の臨沂市博物館に収蔵されていたが、墳墓自体は発掘最中であった。1号墓は7.55m×4.6m、高さ3.4mであるから、当時の墳墓とすればそれほど大きなものではないが、その墓を眼前にした時に、果たしてどのくらいの間人がどのくらいの時間をかけて作製したのか想像を巡らさずにはいられなかった。発掘当時の話を聞くと、墓を掘りだすだけでも2ヶ月ほどかかったということであるから、人力しかない当時の事を考えると、磚を積み上げる作業に多くの金銭と必要な時間が膨大であったことが想像できる。

このような墓を作製する場合、構成材となる磚を作る職人から始まり、墓の場所を整地する人・墓の形を決め磚を積み上げる人・棺や副葬品を作製する人等、延べ人数に直すと相当の労力が必要であったことが容易に想像できる。この晋墓に関しては墓誌はないものの、墓を作製する作業や死者を追悼する

⁶ 張之恒氏は三国兩晋時代の中原地域の墓葬に関して四期に分け、その構成の特徴を挙げている。その四期とともに共通するのが磚墓であり、時期によって甬道や前後室の有無があるようである（『中国考古学通論』282～283頁（南京大学出版社、1991年））。いずれにしても、当時の墓葬建築材としては磚が使用されていたことは明らかである。

⁷ 国家文物局編『2003中国重要考古発見』109～115頁（文物出版社、2004年）

儀礼と並行して墓誌銘の撰文・書丹・彫刻が行われたことは十分に予想でき、墓主が卒した後から埋葬される迄の約一年間というのは、葬礼の儀式に相当の手間を必要としたと考えてよからう。このような手順を考えると、墳墓がわずか10日前後で完成した先の事例は信じがたく、事前の準備もしくは既にあった墓に埋葬した等の理由を考えざるを得ないのである。

現在の墓誌研究の中心となる資料は旧資料であり、発掘の状況が明らかにならないのは残念であるが、新資料の発掘報告を通覧していると、墳墓中に墓誌が置かれる場所は、甬道や墓室入り口であることが多い⁸。当然その奥には棺なり副葬品なりが納められており、納める順序としては、葬礼の儀礼がすべて終了し、棺を運び入れて副葬品を並べ、その後墓を塞ぐ直前と考えることが妥当であろう。

2 完成記録

(1) 完成記録とは

墓誌銘の中には、卒葬の年月日以外に紀年が施される場合がある。墳墓もしくは墓誌の完成した日時を記す場合がこれに当たる。ここには、墓誌銘の作者等を併記する場合もある。本稿ではこれを「完成記録」と呼ぶことにする。墓誌銘によっては、埋葬の年月日を記すことなく完成記録を刻んでいるものもあるが、目録等では区別しているものは少なく、墓誌銘の本文を追って把握するしか方法はない。本節ではこの完成記録に「造」「記」等の文字が併記されていることに着目し、墓誌の作製過程を考える参考にしたい。

(2) 記録の実際

墓誌銘中に完成の記録があるものは全部で51件ある。そのうちの3割は紀年を刻んでいるのみである(19件)。ではなぜその紀年が完成の記録と認定できるかという点、卒葬の場合死亡や埋葬の場所を刻んでいるが、銘文末のこの記録にはそれらの情報がきざまれている。また、これらには紀年とともに作製した年と認定できる語句が併記されているものがある。このことから、銘文中の紀年はほとんどが墓や墓誌の完成を記したものと考えてよい。では、具体的にはどのような語句があるのかという点、「造」「記」のような文字である。さらに続けて撰文者・書者が附される場合もあるが、これに関しては次節で考察したい。

完成記録の語句に関しては、大きく分けて三種類に分類できる。一つ目は墓誌が完成したという用語である。「造・建・造訖・建作」がそれである。これらは墳墓が完成した記録とも考えることができる。二つめは「刻・刊・銘記・鐫記・誌」という語句である。これらは明らかに墓誌の完成年を刻んだものである。三番目に「行葬」という語句である。これは、墓主の棺を墳墓まで運んで埋葬したのであろうが、魏晋南北朝時代の墓誌銘中「魏帝先朝故于夫人仙姫墓誌(孝昌2年)」にしか見ることはできない。しかし、この墓誌銘中には「四月四日葬於西陵」と記録されていることから、埋葬の年月日と行葬の年月日が同じであることが確認でき、このことは大きい意味があると思われる。つまり墓誌は死者を埋葬

⁸ 例えば、司馬金龍墓誌銘は後室甬道の南端東側から出土、姫辰墓誌銘も後室甬道の南端東側から出土したという報告がある(『文物』1972年3期、20～33頁、山西省大同市博物館「山西大同石家寨北魏司馬金龍墓」)等。

する日に墳墓に納められたことが確認できる証拠となるからである。

その他特殊な資料として、年号に続けて「都合五百一十七字也」と記す墓誌があり、字数を墓誌銘に刻む意味を考えずにはいられないのである⁹。

(3) 葬年月日と完成年月日

完成記録のある墓誌 51 件の埋葬年月日と完成年月日を比較してみると、数日間のずれが生じる資料がある。これらはいずれも北魏の作例である。

表2 埋葬年月日と完成年月日にずれのある墓誌

	名称	作製年号	卒・葬日の日数差	葬日と完成日のずれ	出土地	大きさ
①	元淑墓誌	永平1年	434	11	山西省大同市	92×43
②	司馬悦墓誌	永平4年	867	3	河南省孟県	108×78
③	胡頭明墓誌	正光3年	182	10	山西省太原市	45×42
④	李遵墓誌	正光6年	14	2	未詳	90×90

上表はこれらの墓誌の特徴をまとめたものである。4 件の墓誌は、墓誌が完成した日と埋葬の日を多少なりともずらしているのであるが（表中の葬・完成日）、これが事実かどうかはともかくとして、大部分の資料が両者を一つの記録としているのに対し、几帳面に記録している有益な資料といえることができる。

出土地・卒葬の日数差・大きさを見ても共通点と言えるものはどこにもなく、地域的な流行と言うことはできない。また、大きさは墓誌の中で割合に大きいものであり、地域や年代を代表する墓誌であることも確認できる。葬日と完成日が違っていても大きな影響はないが、墓誌の作製や埋葬の過程を探る上では、墓誌の作製が墳墓の作製とは別に独立して行われたであろうということや、その墓誌作製は埋葬の日程に併せて準備されていたのであろうということや、それを予想させる手がかりとなるものであり、ただ単に「日数のずれ」というだけではすまされないのである¹⁰。

3 墓誌銘の作製者に関して

(1) 墓誌銘の作製者

⁹ 北魏永安二年作の元道墓誌。種々の可能性があるだろうが、当時の能書家あるいは名文家に一字いくらずらで依頼し、下書きの文字数がそのまま刻されてしまった可能性がある。資料数が少ないので推定の域を出ないが、墓誌作製の過程を考える資料としては重要であろうと予想している。

¹⁰ 紀年の問題とは直接的に関連がないが、魏晉南北朝の墓誌の中には、贈官の伝達が遅れたため文書を刻す段階に間に合わず、墓誌の空スペースに追刻しているものがある。北齊武平6年に作製された范粹墓誌は「乃為銘曰」で改行された空きスペースに「新除東雍州刺史太傅卿」と贈官を刻んである。その墓主の卒葬日の差はわずか10日であったので、それが間に合わなかったということが考えられるのであるが、墓誌銘を作製する過程として考えると興味深い事象である。

墓誌銘を作製することは簡単なことではない。特に墓主の知己ではない人物に依頼する場合は、四言の銘を作製するだけでなく、墓主の履歴その他の情報を得る必要がある事から、墓主の子孫らと密接に情報交換を行う必要があると思われる。

墓誌銘中にその撰文者・書者が記録されていることはごくまれであり、実態を把握することは難しい。しかし、墓誌銘中の特に四言詩については、経典などの引用があるなど教養の高い人物によって作製されている可能性が高く、墓主やその子孫と撰文者や書人との繋がりに興味を持たざるを得ない。墓誌銘を丁寧に見ていくと20件ほどの関連記述を見ることができ、本節では作製者に関して検討してみたい。

(2) 記録の分析

作製者とは、墓誌銘の文書を作る者、その文書を紙か直接石に書き付ける者、石に書かれた文字を刻す者の三者が想定できる¹¹。その内、最も興味のある書者について取り上げてみる。

書者に関して確認できる資料は3件しかない。陶浚墓誌（北魏・太和18年）には「青州刺史持節軍車騎將軍杜坦敬撰書」とあり、元淑墓誌（北魏・永平1年）には、「書者相州主簿魏洽」とあり、統慈慶墓誌（北魏・正光5年）には「李寧民書」とある。これらの書者と墓主にはどのような関係があるのかははっきりしない。ただ、元淑に関しては生前に「相州諸軍事・相州刺史」を拜命していたことから、「相州主簿」である魏洽との繋がりの可能性があることと、統慈慶墓誌に「乃ち史臣に命じて銘を作り之を誌す」とあることから、墓主の下にいる官吏が書いた可能性は否定できない。しかし、今のところこれ以上掘り下げようもない。また、刻者に関する記録は墓誌銘中に見ることができない。

次に撰文者である。これに関しては21件の墓誌に記録が残されている。これらの墓誌の撰文者は、墓主との関係で見ると、三種に分けることが可能であると思われる。記述内容は墓誌作製の過程を考える上で最も重要な手がかりになるものであるため、該当箇所全文を一覧表にして検討してみたい。

表3 墓誌銘の撰文者一覧

	墓主名	葬年号	記述内容
①	元颺	延昌3年	季弟散騎常侍度支尚書大宗正卿（元欽）
②	崔賓媛	神龜1年	父夫人長弟故廷尉卿国子博士息本州茂才巨倫孝宗造
③	王誦	建義1年	弟衍…謹序遺行、寄之鐫勒。撫軍將軍頓丘李燮、投分有素、藻贍當時、輒憑以為銘
④	元鑽遠	永熙2年	季弟昭業為其銘
⑤	朱岱林	武平2年	第四子敬脩自惟羅此荼毒。…從父兄敬範史君伯第三子…勒銘黃壤
⑥	杜孝績	武平2年	長息開封行參郡公嗣之詞
⑦	蕭敷	普通1年	尚書右僕射太子詹事臣徐勉奉勅撰
⑧	蕭敷妻王氏	普通1年	尚書右僕射太子詹事臣勉奉勅撰
⑨	蕭融	天監1年	長兼尚書吏部郎中臣任昉奉勅撰
⑩	任城王妃李氏	景明3年	前国大農府功曹史臣茹仲敬造

¹¹ 墓誌銘の撰文者と書者に関しては、既に水野清一氏（『書道全集』第6巻 中国・南北朝Ⅱ 37頁「墓誌銘について」（平凡社、1966年））、中田勇次郎氏（『中国墓誌精華 解説 釈文・解題』22頁「中国の墓誌」（中央公論社、1975年））が少量指摘している。

⑪	統慈慶	正光5年	乃命史臣作銘誌之。其詞曰…征虜將軍中散大夫領中書舍人常景文
⑫	元繼	永安2年	前佐司徒府諮議參軍事太常卿瑯琊王衍、前佐司徒府記室參軍事大將軍府從事中郎新平馮元興等、慮陵谷質遷、丘隴難識、故鑿誌埏陰、刊載氏族。乃作銘
⑬	封子繪	河清4年	吏部郎中清河崔瞻与公礼闈申好、州里通家、摛綴之美、籍甚河朔。敬託為銘、式昭不朽
⑭	王氏	大康4年	隴西国人造
⑮	王宝玉	永明6年	大司馬參軍事東海鮑行卿造
⑯	元弼	太和23年	趙郡李珍、悲春秋之無始、託金石以遺文
⑰	元淑	永平1年	太常博士青田徽宝造
⑱	皇甫麟	延昌4年	前雍州主簿横水令辛对…遂尋君平志、刊記金石
⑲	吐谷渾璣	熙平1年	蒙旨贈使持節寧朔將軍河州刺記銘後
⑳	侯剛	孝昌2年	侍御史譙郡戴智深文
㉑	□盛	武定2年	後魏濟陰内史□君之銘

I 兄弟・子孫が撰文する場合（①～⑥）

6件の資料は、明らかに兄弟・子孫等血縁関係にある者が撰文者となっている資料である。①と④は元氏の墓誌であるが、颺と欽・鑽遠と昭業はそれぞれ兄弟の関係であって、墓誌のみならず史書にも記録がある。また、②の撰文者である崔巨倫は『魏書』崔弁伝に「子巨倫、字は孝宗。幼きは孤、長ずるに及び歴く経史を涉し、文学武芸有り。」とある者で、巨倫の父景儁の妹が賓媛という関係である。

他の③⑤⑥の撰文者に関しては、史書に記録はないものの、一族が関わっている事には変わりがない。ただ③に関しては、詩文と銘文を作った人物が異なり、四言詩は李獎という墓主の友人が作製したことが確認でき、この点では次のグループに分類すべきであろう。

II 家臣・友人が撰文する場合（⑦～⑬）

このグループは、撰文者が墓主の家臣や友人と思われる資料である。⑦～⑨は南朝梁の墓誌であるが、この三名は梁の皇帝兄弟の墓誌であり、最も身分の高い者の資料といえることができる。撰文者はその家臣である徐勉と任昉であるが、両者ともに当時一流の知識人であった。先ず徐勉については、『梁書』徐勉伝に「昭明太子尚ほ幼く、敕ありて官事を知る。太子礼の甚だ重く、毎に詢謀を事ひ、嘗て殿中に孝経を講ず」とある。後に『文選』を編集する昭明太子の師ということになる。更に「勉居選官、彝倫序有り、既に尺牘を閑し、兼ねて辞令を善くし、立案填績すると雖も、坐客充滿し、応対は流の如く、手は筆を停めず」とあって、その仕事ぶりが想像できる逸話がある。また、任昉に関しては、『梁書』中に『文選』との関わりを指摘される秀才である。これらの者が墓誌を作製することは、当時の墓誌銘作成に一流知識人が関わっていたことを確認できる資料とすることができる¹²。

更に⑩⑪に関しても、家臣が作成したと考えられる資料である。特に⑪の常景は、『魏書』常景伝に「世宗悉く侍中崔光に付して之を簡ばせ、光は景の造るところを以て最と為し、乃ち奏して曰く、常景

¹² 当時の一流の文人が墓碑や墓誌の銘文を書いた例として、北周の庾信がいる。北周の田弘の神道碑を書いたことが既に指摘されている。加藤國安氏『超越する庾信』下巻、1042～1049頁（研文出版社、2004年）に詳細が記述されている。

の名位は乃ち諸人の下に処せども、文は諸人の上に出ず。遂に景の文を以て石に刊す。」とあるように、皇帝にも知られた名文家であったと考えられる。また、『洛陽伽藍記』卷一城内・永寧寺に「常景を以て、碑に云く、須弥宝殿、兜率浄宮、斯を尚ぶこと莫きなり。」「詔あり、中書舍人常景は寺の碑文を為す。」とあり、卷三城南・宣陽門に「神亀中、常景は納頌を為す。」とある等、重要な碑文を書くなどして文書家としての名声は相当に高まっていたことが予想できる。墓主と常景がどのような繋がりであったのかははっきりしないが、墓誌銘中に「乃ち史臣に命じて銘を作り之を誌す」とあるので、いずれかの者が常景に命じて銘文を作成させたと考えてよいであろう。

そして⑫⑬の例は、墓主の友人と思われる者の撰文である。⑫は墓誌銘中に「陵谷を慮り遷を質し、丘隴識り難く、故に誌を鑿ち陰に延べ、刊して氏族を載す。」とあることから、墓主と友人・知人の関係にあったのが、王衍・馮元興であったと思われる。王衍に関しては、『魏書』盧潜伝に「潜の従祖兄の懐仁…学に涉り文辞有り…詩賦銘頌二万言を著す。…善く与人交し、琅邪の王衍、隴西の李寿との情好相ひ得」とあるその人物であろうが、墓主の元継との繋がりにははっきりしない。一方、馮元興の方は『魏書』馮元興伝に、「江陽王継司徒と為り、元興をば記室參軍と為し、遂に元義の知る所と為る。」とあって二人の接点を確認できる。更に馮は「太保崔光の墓に臨むに及び、元興を薦め侍読と為す」とあって、皇帝に接する身分にもなり、当時一流の人物と認められていたことは疑いない。肝心の詩文の能力は「又既に死を賜い、元興も亦た廢を被る。乃ち浮萍の詩を為し以て自ら喩して曰く、草有り碧池に生き、根無く水上に緑す。脆弱なること風波を悪み、危微なること驚浪に苦しむ」という記載が残っていて、これについても評価は高かったのであろうと思われる。元氏とその家臣であるから、関係としては友人というよりも君主とその臣下という関係であり、先の例と変化ないように思われるが、「陵谷を慮る」という記述に注目し、あえて友人・知人のグループとした。

次に⑬の撰文者崔瞻についてであるが、『北史』崔瞻伝に「才学風流は後来の秀たり」とあることから、早くから才能を見出された人物であったのであろう。この伝には、魏孝静帝の御前の宴席で父陵とともに詩をなした時の逸話が記録されている¹³。墓主と崔瞻の関係については墓誌銘中に「公と闈に礼し申好く、州里家を通ず」とある事から、友人関係があったと考えてよいであろう。

Ⅲ 他者に依頼したと考えられる場合 (⑭～㉑)

このグループは、銘文中からも史書からも墓主と撰文者の関係が明らかにできない者達である。しかし、撰文者は多く官吏の肩書きを持っており、墓主の家臣という可能性も否定できない。撰文者で史書に伝がある人物は、⑮の鮑行卿のみである。『南史』鮑行卿伝に「時に又た鮑行卿の博学を以て大ひに才称する有り、位は後軍臨川王録事、中書舍人を兼ね、歩兵校尉に遷す。玉璧銘を上し、武帝詔を發して褒賞す。韻語を好み、歩兵を拝するに及び、謝帝に面して曰く、舍人を作し、貧を免がれず、五校を得、大校を実とす、と。例皆な此の如し。集二十卷有り。皇室儀十三卷、乘輿龍飛記二卷を撰す。」とあって、皇室に認められ皇室の書物の編纂に関わる仕事をしていたことがわかる。

以上のように、撰文者は身内や家臣等比較的墓主と近い関係にあった人物が作成したと思われるが、中には当時著名な人物の作例も見られ、墓誌銘が手間をかけて作製された事が改めて認識できるのである。また、墓誌銘中の墓主の伝の部分と銘の部分の作者が異なる例もあり、墓誌銘を誰がどのように作

¹³ 魏孝静帝以人日登雲龍門。与其父陵俱侍宴為詩。詔問邢邵等曰、「今瞻此詩何如其父。」咸曰、「陵博雅弘麗、瞻氣調清新、並詩人之冠冕。」宴罷、咸共嗟賞之、云、「今日之宴、併举世重其風流、所以才華見没。」愔云、「此言有理。」其日奏用之。愔又曰、「昔裴瓚晋世為中書郎、神情高邁、每於禁門出入、宿衛者皆肅然動容。崔生堂堂、亦當無愧裴子乎。」

製したのかは注意せねばならない。墓誌の撰文者・書者は、文末に完成記録と並んで記述されるのであるが、直接的には紀年と関連があるわけではない。しかし、墓誌の作製過程を考える場合、短期間での墳墓・墓誌の作製を誰がどのように分担していたのかを考える要素として知っておく必要があるであろう。

おわりに

本論では、墓誌の作製過程を推測する手がかりになればと考え、墓誌銘中に書かれる墓主の卒葬年月日进行分析し、併せて文末に見られる銘文の作り方・書き手を含め検討してきた。本章の考察結果をあらためてまとめると、以下のようにすることができる。

- ① 墓主の死亡から埋葬までの期間は、多くが300日以内である。
- ② 墓誌銘中には、墓誌の完成年月日を記録するものがある。墓誌の作製は、墳墓への埋葬の日時にあわせて作製されたと予想できる。
- ③ 墓誌銘の撰文者については、兄弟子孫・家臣友人・他者の三通りが考えられ、それぞれ文書の名手と思われる人物に依頼していたと予想できる。

墓誌銘中には、紀年に関する情報が多く含まれ、これを死亡年齢と組み合わせると、墓主の誕生した年号が確認できる。墓誌銘より墓主一人一人の年譜を作成しようとするときには、なくてはならない重要情報である。本論では触れることはしなかったが、卒日・葬日の差を計算している時に干支の誤りがしばしば発見された。ただの記述間違いか、それともここにも「諛辞」に絡むねらいがあったのかどうかははっきりできない。ただ、吉日を選んで記入するような習慣があったとすれば、事実とは違う結果となってしまう。このことは現在確認する手段がみあたらないので、矛盾がある資料はすべて省き、残りは「真」と考えた。

また、作製者に関しては、情報量が少ないために断定的な事は言いにくいだが、一族にせよ家臣にせよ能力の高い人物を選んで撰文させたことが予想できる。四言詩の格調の高さに関しては、改めて検討するが、銘文中に「詩曰」等の経典からの引用をしばしば見かける事があり、教養の高さを知る手がかりと考えている¹⁴。

¹⁴ 墓誌の銘文に関しての研究はあまり見ることができないが、近年、羅維明『中古墓誌詞語研究』（暨南大学出版、2003年）が出版され、唐代を中心とした墓誌銘の語句が少し解説されるようになった。また、四言詩の評価に関しては注11の中田氏が「墓誌の文書」中で刑部・庾信等の名前を挙げて完成度に関して高く評価しているが、全体的にはそのような視点は少ない。近年の著作では、趙超『中国墓誌通論』（紫禁城出版社、2003年）に少数ながらその評価が載せてある。例えば、北魏の元楨墓誌（太和20年）には「文辞は典雅であり、中原文化（南側から流入した漢文化）の大きな影響が見られる。その文体の形式は南朝墓誌の形式と近似する」と指摘する（228頁）等、従来見ることのできなかった四言詩に対する研究も見られるようになってきた。銘文に影響を与えた環境を調査しようとする場合は、やはり墳墓や副葬品と共に広く観察する必要があるように思われる。楊寛氏が「北魏の陵寝制度は鮮卑文化と漢族文化の融合の結果」と指摘するように（『中国古代陵寝制度史研究』52頁（上海人民出版社、2003年））、この時代の文化を意識してすべての事例に対応する必要があることを感じている。